

[2023年度 問題]

国政調査権について、意義、法的性質及び範囲を述べた上で、司法権、行政権及び基本的人権との関係における限界をそれぞれ説明せよ。

[解答のポイント]

本問では、①国政調査権の法的性質及び範囲については、国会の権能との関係を、②限界については、司法権、行政権及び基本的人権との関係を論ずることになる。①では、意義、性質として補助的権能説を論じる。②では、国会に対する制約原理（権力分立や人権保障）から国政調査権の限界を論ずることになる。なお、同じ権力分立といつても、国会と司法権との関係と、国会と行政権との関係は分立の程度が違うことは注意しておきたい。またその理由によっては司法権との関係であっても国政調査権が認められる例や行政権との関係であっても国政調査権が認められない例があることも書ければ加点されるであろう。

[解答例]

1 意義

国政調査権とは、両議院が国政に関する調査を行い、これに關し、証人の出頭・証言及び記録の提出を要求することのできる権利をいう（62条）。

2 性質

国政調査権の性質については、国会の「最高機関」性（41条）との関係で争いがある。

この点、国会は、内閣や裁判所を統括する立場にあるとして、国政調査権の性質は議院の権能とは独立した権能とする見解がある（独立権能説）。しかし、憲法は三権の抑制と均衡を図り（69条、81条）、三権同格型の権力分立制を採用しているので、この見解は妥当でない。

そこで、「最高機関」とは政治的美称であって法的意味ではなく、国政調査権の性質は、議院に与えられた権能を実効的に行使するために認められた補助的権能であると解する（補助的権能説）。

3 範囲

補助的権能と解しても、国会の権能は立法、予算審議、行政監督など広範囲に及んでいるので、国政に無関係の純粋私的事項を除き、国政調査権の範囲は国政の全般に及ぶが、権力分立と人権の原理から以下のような限界がある。

4 司法権との関係からの限界

少数者の人権保護のため、他の国家機関の干渉を排除し、裁判官は独立して職権行使できなければならないので、司法権の独立を侵害する調査は許されない。ただし、裁判所が審理中の事件につき、議院が裁判所と異なる目的（立法・行政監督目的）で並行して調査することは、司法権の独立を侵害しないので許される。

5 行政権との関係からの限界

議院内閣制を採用して（66条3項）、議院は内閣の行政事務全般を監督するので、国政調査権は一般の行政権に対しては広く及ぶ。ただし、公務員の職務上の秘密に関する事項には調査権が及ばない。

また、検察権は、行政作用の一つではあるが、刑事裁判と密接に関連し準司法作用を有するので、司法権に類似する独立性が認められなければならない。

6 人権との関係からの限界

思想及び良心の自由など基本的人権を侵害するような調査は許されない。

以上

[2022年度 問題]

労働基本権及びその制限について説明せよ。

[解答のポイント]

本問は、労働基本権について、①意義（団結権、団体交渉権、団体行動権）、②趣旨（対等な地位の確保）、③法的性格（社会権的性格、自由権的性格、私人間効力）、④制限（争議行為の正当性、公務員の労働基本権の制限）、という各事項を解答すべきである。労働基本権に関しては、2013年の裁判所一般職で類題が出題されている。

④については、正当でない争議行為は免責されないことや、国家公務員の争議行為の一律禁止を合憲とした全農林警職法事件（最大判昭48.4.25）について論じることができれば十分である。その他、全農林警職法事件の判例は学説からの批判が多いことから、判例への批判を述べてもよいだろう。例えば、「公務員の職務は多種多様であり、私企業の労働者と類似する職務を行っている者もいるので、職務の性質などを考慮しつつ、必要最小限度の制限にとどめなければならず、争議行為の一律禁止を合憲とする判例には問題がある。」といった批判をすることが考えられる。

なお、試験会場には条文集を持ち込むことができないので、条文番号の不記載は減点対象にならないと考えてよい。

[解答例]

1 労働基本権の意義

労働基本権とは、憲法が「勤労者」（労働者）に対して保障している団結権、団体交渉権、団体行動権である（28条）。

団結権とは、労働者の団体（労働組合）を結成する権利である。団体交渉権とは、労働組合が使用者との間で労働条件につき交渉する権利である。団体行動権とは、労働組合が自ら希望する労働条件の実現を図るために団体行動を行う権利であり、争議権（ストライキ権）がその代表例である。また、「勤労者」とは、労働力を提供して対価を得て生活する者を指し、公務員や失業者は含まれるが、自営業者は含まれない。

2 労働基本権の趣旨

労働基本権の趣旨は、資本主義の発展過程で、労働者が使用者より不利な立場に置かれるのを余儀なくされていたので、労働者を使用者と対等な地位に立たせ、労働者に人間に値する生活を実現することにある。

3 労働基本権の法的性格

労働基本権の法的性格は、次の2つを併有すると解する。国に労働基本権を保障する措置を要求し、国はその施策を実施する義務を負うとする社会権的性格と、国に労働基本権を制限する立法その他の国家行為を禁止する自由権的性格である。後者は、争議行為（争議権の行使）に対する刑事免責としてあらわれる。

さらに、労働基本権は「使用者対労働者」の関係を前提とするので、労働基本権の保障は私人間に直接適用される。この点は、争議行為に対する民事免責としてあらわれる。

4 労働基本権の制限

労働基本権の制限について、上述の刑事免責や民事免責が及ぶのは、争議行為が正当である場合に限られ、正当でない場合（暴力の行使など）は及ばない。

また、現行法上、全ての公務員は争議行為が一律禁止されているので、その合憲性が問題となる。判例は、全農林警職法事件において、①公務員の勤務条件は国会の制定した法律や予算で定められるので（財政民主主義）、政府への争議行為は的外れであること、②公務員の争議行為には市場抑制力がないこと、③制度上整備された代償措置が講じられていること等を理由に、争議行為の一律禁止を合憲としている。

以上

[2021年度 問題]

憲法改正の意義及び手続について述べた上で、憲法改正の限界について学説に言及して説明せよ。

[解答のポイント]

国民投票法が改正されることになり、憲法改正の議論が近時高まっている。憲法改正の意義については、憲法が「硬性憲法」の性質を有していることを書けばよい。憲法改正の手続では、憲法96条に定められた改正手続を正確に書くことが求められる。国民投票法の細かな内容にまで言及する必要はない。憲法改正の限界では、無限界説と限界説（通説）について述べればよい。

[解答例]

1 憲法改正の意義

憲法改正とは、憲法の内容について、憲法所定の手続に従って、意識的な変更を加えることをいう。憲法は、国の最高法規（98条1項）なので、高度の安定性が求められる。しかし、安定性を重視するあまり、全く変化の余地を認めないとするならば、時代の要請に対応できない。

そこで、現行憲法は、改正手続を定めつつ、改正の要件を厳格にすることで、憲法の安定性と変化の要請との調和を図っている（硬性憲法）。

2 憲法改正の手続

憲法改正の手続は、以下のように定められている（96条）。

まず、①各議院の総議員の3分の2以上の賛成で、国会が、憲法改正の発議をする。この点に関して衆議院の優越は存在しない。

次に、②憲法改正の国民投票を実施し、その過半数の賛成を得て、国民の承認を得ることが必要である。国民の承認が得られると、③天皇が、国民の名で、憲法改正を公布することになる。これは、憲法改正が国民の意思に基づいてなされたことを明らかにするためである。

3 憲法改正の限界について

憲法改正に限界があるのか、憲法改正手続に従えば、あらゆる内容の改正が法的に許されるかが問題となる。

この点、国民主権を採用する憲法の下では、憲法制定権力（憲法を作る力）は絶対的であるとして、憲法改正には法的な限界がないとする考え方もある（無限界説）。

しかし、憲法改正には法的な限界があると解すべきである（限界説）。憲法改正権は憲法制定権力と異なり、国民の憲法制定権力によって与えられたものだからである。例えば、憲法改正手続、憲法の基本原理である国民主権・平和主義・基本的人権の尊重に影響を及ぼす改正は許されないと解する。

以上

[2020年度 問題]

知る権利の意義及び法的性格について述べた上で、マス・メディアへのアクセス権について判例に言及して説明せよ。

[解答のポイント]

まず、知る権利の意義及び法的性質について述べることが求められている。ここでは、知る権利が憲法21条の表現の自由に含まれること、知る権利が主張される背景、知る権利の自由権的性格と社会権的性格について示す必要がある。判例（博多駅テレビフィルム提出命令事件、最大決昭44.11.26）にも簡単に触れておくとよいだろう。

次に、アクセス権についても、その主張がなされる背景を指摘する必要がある。ここでは、前半部分で述べた知る権利が主張される背景との関連や、アクセス権を認めた場合の利点と弊害を示しておきたい。さらに、アクセス権については、必ず判例に言及しなければならないので、例えば、アクセス権の一内容である反論権についての判例（サンケイ新聞意見広告事件、最判昭62.4.24）を挙げて、その結論に言及する必要がある。

[解答例]

- 1 知る権利とは、国民の情報の受領や収集が国家によって妨げられないことや、国家に対して情報の開示を請求することを保障する権利をいう。現代社会では、国家やマス・メディアに情報が集約される結果、国民は情報の受け手の地位に追いやりられているので、表現の自由を受け手の側から再構成したものとして、知る権利は憲法21条により保障されると解する。判例も知る権利が保障されることを前提とした判断をしている。
- 2 知る権利は、国民の情報の受領や収集が国家によって妨げられないという自由権的性格に加え、国家に対して情報の開示を請求するという社会権的性格を有する。ただし、社会権的性格に基づく知る権利は抽象的権利であるので、具体的請求権となるためには、情報公開法などの法律が必要である。
- 3 知る権利との関連で、マス・メディアへのアクセス権が主張されることがある。アクセス権とは、反論文の掲載を要求する反論権などのように、国民がマス・メディアに対して自己の意見の発表の場の提供を要求する権利である。国家のみならずマス・メディアにも情報が集約される現代社会では、国民がマス・メディアと対等な立場にたつことのできる表現の媒体を持たないことから主張してきた。

アクセス権は、国民に表現の送り手としての地位を回復させる意味では有意義といえる。しかし、私企業であるマス・メディアに対する請求権を憲法21条から導き出すことは難しいし、アクセス権を認めれば、マス・メディアの報道を萎縮させ、民主主義社会にそぐわない結果となるおそれもあるので、アクセス権は憲法上保障されないと解する。

判例も、新聞記事への反論文の掲載を求めるサンケイ新聞事件において、憲法の自由権的基本権の規定は私人間に直接適用されないとしたうえで、反論権を認めれば新聞発行者に反論文の掲載を強制させ、紙面を割くなどの負担を強いることになり、批判的記事の掲載を躊躇させ、表現の自由を間接的に侵す危険があるとして、憲法21条から直接に反論文掲載請求権を認めることはできないとしている。

以上

[2019年度 問題]

日本における二院制の存在意義について述べた上で、衆議院の優越について説明せよ。

[解答のポイント]

2018年は人権からの出題であったため、2019年は統治（国会等）からの基本的出題が予想されていたところである。ただ、本問は近時の本試験では出題がないテーマである。

本問は日本における二院制の存在意義、衆議院の優越の2点に言及することが求められている。前者については、多様な民意を国政に反映させる意義等を簡潔に指摘すれば十分であろう。後者については、衆議院にのみ付与された権限、衆議院の議決が優先される場合を分けて解答したい。

[解答例]

1 日本における二院制の存在意義

国会は、衆議院及び参議院によって構成される（42条）。この二院制の存在意義は、国会内の抑制・均衡を図り、衆議院の衝動的行動をチェックする意義、議員の任期や解散の有無など異なる議院を設けることで、国民の多様な民意を国政に忠実に反映させる意義等にある。

2 衆議院の優越

日本国憲法上、明治憲法と異なり両院の関係は対等ではなく、衆議院により強い権限が与えられている。両院に対立が生じた場合に国会の意思形成を容易にし国政の渋滞を回避するため、解散により有権者の意思を忠実に反映する衆議院に優越が認められ参議院は第二次院的地位に置かれている。

(1) 衆議院にのみ付与された権限

法的拘束力を有する内閣不信任決議権（69条）と予算先議権（60条1項）がある。

(2) 衆議院の議決の優先

①法律案、②予算、③条約の承認、④内閣総理大臣の指名の議決については、衆議院の議決が優先する。

まず、①について、参議院が、衆議院の可決した法律案を受け取った後、国会休会中の期間を除いて60日以内に、議決しないときは、衆議院は、参議院がその法律案を否決したものとみなすことができる（59条4項）。また、衆議院で可決し、参議院でこれと異なった議決をした法律案は、衆議院で出席議員の3分の2以上の多数で再び可決したときは、法律となる（同条2項）。議決が異なった場合の両院協議会の開催は任意的である（同条3項）。

次に、②、③、④について、参議院で衆議院と異なった議決をした場合に、法律の定めるところにより、両院協議会を開いても意見が一致しないとき、又は衆議院の議決後に、国会休会中の期間を除いて一定期間内（②、③は30日以内、④は10日以内）に、参議院が議決しなかったときは、衆議院の議決を国会の議決としている（60条2項、61条、67条2項）。①に比べ、②、③、④の議決については、特に国会の意思を早期に確定させる必要性から、衆議院の優越が徹底されている。

以上

[2018年度 問題]

環境権の意義及び根拠について、それぞれ説明せよ。なお、大阪空港公害訴訟を含む環境権に関する最高裁判決の動向にも言及すること。

[解答のポイント]

2017年が統治から違憲審査制に関する基本的テーマが出題されたので、2018年は人権から、過去問をベースにした基本的テーマの出題が予想され、いわゆる新しい人権からの出題が予想されていた。ただ、環境権自体は新しい人権の中では出題としてはマイナーなテーマといえる。

本問は2005年の過去問（「環境権について説明せよ」）をベースにした出題となっている。問題文に指示があるので、指示に従って説明するとよいだろう。

環境権の意義及び根拠について、簡潔に説明することが求められる。環境権の憲法上の根拠については、学説上主張されている憲法13条後段や憲法25条を挙げて説明すること。設問後段である最高裁判決の動向に関しては、大阪空港公害訴訟を踏まえ、最高裁判決が環境権の具体的権利性を認めることに消極的であることに言及するとよいだろう。

[解答例]

1 意義及び根拠

環境権とは、良好な環境を享受し、かつこれを支配する権利をいう。環境権は、高度成長期の環境破壊・公害の多発に伴い、生命・健康被害を事前に防止する趣旨で主張された権利であり、「新しい人権」の一つとされる。では、「新しい人権」である環境権が憲法上保障されるか、明文を欠くためその根拠が問題となる。

憲法14条以下は歴史的に確立された人権の例示列举にすぎないが、新しい人権を過度に認めると、人権保障の相対化を招く。そこで、新しい人権については個人の人格的生存に不可欠な権利についてのみ、包括的な具体的権利である憲法13条後段を根拠に保障されると解される。

この点、環境権は環境破壊を予防し排除するため、良い環境を享受する自由権的側面を有する。良い環境の下で暮らすことは、個人の人格的生存に不可欠であるといえ、かかる自由権的側面からは、憲法13条後段の一内容として保障されると解される。

また、環境権を具体化し実現するには、公権力による積極的な環境保全ないし改善のための施策が必要であるので、かかる社会権的側面との関連では、生存権を規定した憲法25条も根拠となる。

2 最高裁判決の動向

最高裁判決は、環境権の具体的権利性を認めることには消極的である。空港付近の住民が航空機騒音等により損害を被ったとして、夜間の空港使用の差止め等を請求した大阪空港公害訴訟において、環境権の権利性に触れることなく、差止請求を不適法としている。その理由として、①根拠である憲法13条と25条は、国の国民に対する責務を定めた綱領規定であり、これらの規定自体は、個々の国民に、国に対する具体的な請求権を付与したものでないこと、②環境権は、各個人の権利対象となる環境の範囲が限定できず、差止めの法的根拠としての私権性を認めることが困難であること、③自然環境ないし地域環境のような万人に属する権利を一部の者が排他的に行使できるとする法的根拠や裁判の及ぶ範囲について疑問があることが挙げられる。

以上

[2017年度 問題]

違憲審査制の意義、類型（性格）及び違憲判決の効力について、それぞれ説明せよ。

[解答のポイント]

昨年の2016年が人権から基本的テーマ（「外国人の人権について説明せよ」）であったので、2017年は統治から過去問をベースにした基本的テーマの出題が予想されていた。本問も過去問をベースにした基本的出題となっている。類似の問題が1993年（「違憲立法審査権について述べよ」）と2009年（「違憲審査制の意義を述べ、違憲判断の方法について説明せよ」）に出題されている。

本問は問題文に指示があるので、指示に従って説明するとよいだろう。問われている点につき、類型については付隨的審査制を、違憲判決の効力については個別効力説を説明するとよいだろう。本試験の時間的制約もあるが、その際に双方の点につき、反対説に言及しながら説明するとより説得的な答案になると思われる。

[解答例]

1 違憲審査制の意義

憲法の違憲審査制とは、国家機関のうち裁判所が法令等の憲法適合性を審査する制度をいう（81条）。違憲的行為を無効とすることにより憲法の最高法規性（98条1項）を確保し、立法権・行政権による基本的人権の侵害行為から私人を救済することにある。

2 違憲審査制の類型（性格）

個々の具体的事件と離れて裁判所は違憲審査権を行使できるとする説（抽象的審査制説）、具体的事件の存在を前提として当該事件を解決するために必要な限りでのみ違憲審査権を行使できるという説（付隨的審査制説）がある。

この点、①憲法81条は第六章「司法」の中に規定されているところ、「司法」とは当事者間の具体的な争訟事件につき法を適用しその結果を宣言することによって争訟を解決する国家作用であるから、違憲審査権の行使も「司法」の枠内でのみ認められるべきである。②憲法上、提訴権者等の抽象的審査権に関する規定が存しない。以上の理由から、わが国の違憲審査制は付隨的審査制を採用していると解されている（警察予備隊違憲訴訟判例の結論に同旨）。

3 違憲判決の効力

この点、最高裁判所により違憲と判断された法律は、平等原則の見地から廃止されたのと同様に一般的にその効力を失うとする説がある（一般的効力説）。しかし、この説によると、最高裁判所に消極的立法作用を認めるのに等しく、国会を「唯一の立法機関」とする憲法41条に反し妥当でない。

そこで、上記の付隨的審査制においては、違憲判決の効力も当該事件に関する限りでのみ認められるとするのが素直である。

したがって、最高裁判所により違憲と判断された法律は、当該事件についてだけその適用を排除されるにとどまり、法律自体の効力が失われるわけではないとする説（個別効力説）が妥当であると解されている。

この説によても、国会には当該法律の改廃措置を採ることが礼讓として期待されており、内閣は違憲と判断された法律の執行を差し控えるべき（73条1号参照）とされているため、平等原則に反するとの批判はあたらないと解されている。

以上

[2016年度 問題]

外国人の人権について説明せよ。

[解答のポイント]

2015年が国会からの基本テーマの出題であったため、2016年は人権に関する基本テーマからの出題が予想されていた。

本問は、近時の出題と異なり、問題文に基本判例に言及するような指示はないが、政治活動の自由等が問題となったマクリーン事件（最大判昭53.10.4）、いわゆる定住外国人の地方選挙権が問題となった判例（最判平7.2.28）に言及することは必須と思われる。余裕があれば、公務就任権等についても言及するとよいだろう。バランスを考慮した書き方等で評価が分かれる問題といえるだろう。

[解答例]

1 憲法第三章の表題が「国民の権利」と規定しているので、日本国籍を有しない外国人に人権規定の保障が及ぶか。

人権の前国家的性格、憲法は国際協調主義（98条2項）を採用しているので、性質上国民のみを対象としていると解されるものを除き、外国人にも人権規定の保障が及ぶ（性質説）。以下、個別の人権について説明する。

2 (1) 自由権

まず、国際慣習法上、入国の自由は保障されない。同様に、再入国の自由も、その性質上、外国人に保障されない。

次に、政治活動の自由は、参政権的機能を有し、わが国の政治的意志決定またはその実施に影響を及ぼす活動等外国人の地位を考慮しこれを認めることができないと解されるものを除き、外国人にも保障が及ぶ。もっとも、外国人の人権の保障は、在留制度の枠内で与えられているので、在留期間中の人権保障を受ける行為を在留期間更新の際に消極的な事情として斟酌されないことまでの保障は与えられていない（マクリーン事件判例）。

(2) 選挙権

まず、国民主権（1条等）を採用する憲法下では、公務員を選定罷免する権利を保障した憲法15条1項の規定は、権利の性質上国民のみを対象とし、選挙権の保障は、在留する外国人には及ばない。

また、国民主権原理や地方公共団体が国の統治機構の不可欠の要素であることを考慮すると、地方公共団体の長、議会の議員等の直接選挙を保障する憲法93条2項にいう「住民」も、地方公共団体の区域内に住所を有する国民を意味すると解するのが相当であり、外国人に対して、地方選挙の権利を保障したることはできない。

もっとも、国政選挙と異なり、地方選挙において、いわゆる定住外国人に法律により選挙権を付与することは許容される（判例に同旨）。地方行政については住民自治を憲法92条が要請しており、法律により定住外国人に選挙権を与えることを憲法は禁止していないからである。

(3) 社会権

生存権（25条）は後国家的権利であり、第一次的には各人の所属する国家の責務であるので、その性質上、外国人に憲法上保障されない。

以上

[2015年度 問題]

国政調査権の意義、性質、範囲と限界について説明せよ。

[解答のポイント]

2014年は人権からの出題であったため、2015年は統治から過去問をベースにした基本的テーマの出題が予想されていたが、1999年の過去問とほぼ同じ出題がなされている。

本問は問題文の指示にしたがって、国政調査権の意義、性質、範囲と限界について記述する必要がある。記述すべきことが多いので、いかにコンパクトに必要事項を時間内に整理できたかがポイントになる。国政調査権の法的性質と関連させて範囲について記述をし、限界については司法権・行政権・人権との関係で記述していくとよいだろう。

[解答例]

1 意義

国政調査権とは、両議院が国政に関する調査を行い、これに関し、証人の出頭・証言及び記録の提出を要求することのできる権利をいう（62条）。

2 性質

国政調査権の性質については、国会の「最高機関」性（41条）との関係で争いがある。

この点、国会は、内閣や裁判所を統括する立場にあるので、国政調査権の性質は議院の権能とは独立した権能とする見解がある。しかし、憲法は三権の抑制と均衡を図り（69条、81条）、三権同格型の権力分立制を採用しているので、この見解は妥当でない。

そこで、「最高機関」とは政治的美称であって法的意味ではなく、国政調査権の性質は、議院に与えられた権能を実効的に行使するために認められた補助的権能であるとする見解が妥当であると解されている。

3 範囲

補助的権能と解しても、国会の権能は立法、予算審議、行政監督など広範囲に及んでいるので、国政に無関係の純粹私的事項を除き国政調査権の範囲は国政の全般に及ぶ。

4 限界

ただ、補助的権能である以上、調査の対象に応じて、権力分立や人権の原理からの限界がある。

(1) 司法権との関係

少数者の人権を保護するために、他の国家機関の干渉を排除し、裁判官は独立して職権行使できなければならない（76条3項）、司法権の独立を侵害するような調査は許されない。

ただし、裁判所が審理中の事件につき、議院が裁判所と異なる目的（立法・行政監督目的）で並行して調査することは、司法権の独立を侵害しないので許される。

(2) 行政権との関係

議院内閣制を採用して（66条3項）、議院は内閣の行政事務全般を監督するので、国政調査権は行政権に対しては広く及ぶ。ただし、公務員の職務上の秘密に関する事項には調査権が及ばない。

この点、検察事務は、行政作用の1つではあるが、刑事裁判と密接に関連し準司法作用を有するので、司法権に類似する独立性が認められなければならない。

(3) 人権との関係

思想・良心の自由など基本的人権を侵害するような調査は許されない。

以上

[2014年度 問題]

私人間における人権の保障に関して、私人間への適用を認める2つの考え方とそれぞれの問題点について、三菱樹脂事件及び日産自動車事件の最高裁判決に言及して説明せよ。

[解答のポイント]

2013年が人権に関する問題であったため、2014年は統治の分野からの出題が予想されていたが、連続して人権からの出題となっている。しかも近時の東京都I類の過去問では出題されていない問題である。ただし、人権の私人間効力という基本的テーマであり、ある程度のことは書けたと推測される。

憲法の私人間効力が主張される背景を冒頭で述べた上、私人間への適用を認める2つの考え方（直接適用説と間接適用説）に触れる必要がある。また、「それぞれの問題点」も問われているので、直接適用説のみならず、間接適用説の問題点にも言及する必要があるだろう。あとは、有名な基本判例である三菱樹脂事件及び日産自動車事件でも間接適用説が採られていることを指摘できればよいだろう。

[解答例]

- 1 憲法の人権規定はそもそも公権力との関係で国民の権利・自由を守るものである。ところが、資本主義の高度化に伴い、今日においては大企業、マス・メディアなどの巨大な力を有する社会的権力による人権侵害からも、国民を救済し、人権保障を実効性あるものにする必要がある。
- 2 そこで、人権規定の私人間への適用を認める見解が主張されるが、この中には私人間に直接適用すべきとする考え方（直接適用説）がある。しかし、この考え方は「国家からの自由」という人権保障の本質を希薄化するものであり、また、市民社会の基本原則である私的自治の原則を害することになると批判される。このため、人権保障の実効化と私的自治の原則の調和の観点から、法律行為に関する民法90条や不法行為に関する民法709条など私法の一般条項等の解釈・適用に際して、憲法の人権規定の趣旨を私人間に意味充填すべきとする間接適用説が妥当であると解される。ただ、この見解にも、私法の一般条項の意味充填解釈は振幅が大きいため、その解釈によっては、直接適用説にも、無効力説にもなりうるとの問題点がある。
- 3 判例は、基本的に間接適用説の立場を採用している。

三菱樹脂事件では、私企業が、試用期間中の学生の学生運動歴を理由に本採用を拒否したことが違法ではないかが問題となった。判例は、企業にも経済活動の自由（22条、29条）の一環として契約締結の自由が認められることから、企業が特定の「思想」（19条）、「信条」（14条）を有する者の雇い入れを拒んでも、それを当然に違法とすることはできないとしている。

また、日産自動車事件では、女子のみを対象とする5年早期の定年規定の就業規則が、性別による不合理な差別ではないかが問題となった。判例は、かかる就業規則は、女子のみを差別的に扱う不合理なものとして、民法90条の公序良俗に反し、無効であるとしている。

このように、いずれの判例でも、私法の一般条項の解釈・適用の際に、憲法の人権規定の趣旨を及ぼす方法が採られている。

以上